

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から23年6月1日まで
② 昭和24年2月1日から同年8月20日まで
③ 昭和24年10月22日から29年2月27日まで
④ 昭和32年12月1日から34年2月27日まで
⑤ 昭和34年8月6日から36年2月15日まで

A社、B社、C社、D社及びE社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、E社を退職時に脱退手当金の説明を聞いたことも、請求した覚えも無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間①から⑤までについて、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間③と④の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間②の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間⑤に係るE社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給資格がある女性56人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め7人

と少ない上、当該事業所の事業主は、「当時、脱退手当金の代理請求の手続を行った記憶は無い。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「当該事業所を退職し、厚生年金保険の無いF社に勤めることが決まっていたので、国民年金に加入した。」と証言しているところ、昭和36年2月14日に当該事業所を退職した後の同年4月から国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において労働者年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の労働者年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和18年6月27日）及び資格取得日（19年3月25日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月27日から19年3月25日まで
② 昭和29年9月から30年3月1日まで

年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険の被保険者期間に空白があることが分かった。

高等小学校卒業直後に集団就職し、終戦により退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社C工場における被保険者期間が昭和30年3月からとなっているが、Dを退職して29年9月に入社したと記憶しているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がその後に勤務したE社が保管する労働者名簿の履歴欄には、「昭和18年4月から20年8月までA社に勤務。」と記載されていることから、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、A社において、昭和18年4月6日に被保険者資格を取得し、同年6月（日については判読不能）に資格を喪失した後、同年6月28日に再び資格を取得し、20年8月16日に再び資格を喪失していることが確認できることから、申立

期間①において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において労働者年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の労働者年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和 18 年 6 月 27 日）及び資格取得日（19 年 3 月 25 日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間②について、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員からは、申立人の勤務期間についての具体的な証言が得られなかった。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、当時の事業主は既に死去しており、申立人の勤務実態及び給与から保険料を控除されていたか否かについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金記録を確認したところ、C社とA社に勤務した間に、厚生年金保険の被保険者期間となっていない期間が1か月あるが、両事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に、C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月21日から同年12月22日まで
昭和39年8月21日付けで、B社からその子会社であるA社に出向したが、直後の4か月間が厚生年金保険の被保険者となっていない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間の前後を通じ、B社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、B社において昭和39年8月21日に資格喪失し、その理由は、「A社へ転勤」と記載されていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、その親会社であるB社は、当時の保険料納付に関する資料は既に廃棄済みであるため、保険料を納付していたか否かについては不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月31日から同年2月1日まで

昭和50年2月にA社へ入社後、56年2月1日付けで親会社であるB社へ間を空けずに転籍したが、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年1月31日とされており、同年1月が被保険者期間となっていない。被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿、回答書及び雇用保険の記録により、申立人がA社及び親会社であるB社に継続して勤務し（昭和56年2月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月30日から29年7月1日まで
② 昭和29年7月1日から35年7月3日まで

申立期間①については、A社からB社に社名変更したものの、パン職人として引き続き勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、C社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社及び同社が社名変更したとするB社で、店舗が閉鎖するまで継続して勤務したと主張しているが、当該店舗閉鎖時期に係る申立人の記憶が曖昧^{あいまい}な上、複数の元同僚からは具体的な証言が得られないことから、申立人の両社における勤務期間を特定することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格取得者が全員で16人のところ、昭和28年10月30日に、経理担当者以外の15人（申立人を含む。）は被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、D法務局は、A社及びB社の商業登記簿は確認できないと回答している上、業界団体からも両社の所在に係る証言が得られないことから、A社の名称変更及び店舗閉鎖の時期は確認できない。

2 申立期間②については、申立人は、C社に勤務したと主張しているが、申立人が同僚として名前を挙げた3人は、所在不明で証言が得られない。

また、D法務局は、C社の商業登記簿は確認できないと回答しており、

同社の所在が確認できないことから、事業主に対する調査が行えない。

さらに、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 21 日から 47 年 5 月 1 日まで
昭和 46 年 5 月から 47 年 4 月までの期間、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、46 年 10 月 21 日から 47 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 46 年 10 月 21 日と記録されているところ、申立人は、当該事業所の退職時期について、「当時、上司であった B 氏と同時期に退職した。」と主張している。

このことについて、B 氏を知る別の元上司は、「申立人のことは記憶に無いが、B 氏は昭和 46 年 10 月ごろ退職した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、同氏の資格喪失日は、同年 10 月 25 日であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び B 氏の資格喪失届の社会保険事務所（当時）における受付日は、いずれも同年 11 月 2 日であることが確認できる。

また、元同僚からは、申立人の当該事業所における退職日に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、当該事業所の後継会社である C 社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄済みとしている上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 714 (事案 380 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月から34年10月まで

前回の申立てでは、年金記録の訂正は必要でないという決定となったが、昭和32年12月にA社に入社し、運転手として34年9月の伊勢湾台風の被害で廃業するまで勤務した。勤務期間中に会社でもらった保険証を使い受診しており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所(当時)の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であることの確認ができない上、申立期間における保険料控除が確認できる資料が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証言や証拠は無いものの、前回の年金記録の訂正は必要でないとする判断に納得できないとして再申立てを行ったものであるが、再調査の過程で、新たに当該事業所の元事務員から、「当該事業所は常勤従業員が3名と少なかったため、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」旨の証言が得られた上、オンライン記録によると、元事業主は、当該事業所の設立日(昭和30年12月1日)の直前である30年11月22日に前の事業所を退職して以降、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人から名前が挙げた元同僚にも、当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 7 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで

申立期間①及び②については、昭和 41 年 8 月 1 日から 50 年 3 月 31 日までの期間、A社に重機オペレーターとして継続勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間③については、昭和 52 年 7 月 1 日から平成 13 年 8 月 10 日までの期間、B社に重機オペレーターとして継続勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に重機オペレーターとして当該期間に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定できるまでの具体的な証言が得られない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険証が厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 43 年 3 月 1 日)に近接した同年 3 月 4 日に返納されたことが確認できるとともに、厚生年金保険被保険者資格の再取得日(43 年 8 月 1 日)後の同年 8 月 28 日に健康保険証が再交付されたことが確認できる。

さらに、当該被保険者原票では、申立期間①当時、当該事業所において被保険者資格を有していた元同僚 9 名のうち、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が 5 名確認できるところ、当該 5 名のうち 3 名について申立人と同日の昭和 43 年 3 月 4 日に健康保険証を返納しており、当該事業所では、理由は明らかではないが、申立人を含む 6 名の従業員に係る資格喪失手続をこの時期に同時に行ったものと考えられる。

申立期間②については、申立人が継続して厚生年金保険の被保険者であれば、申立人の妻が国民年金に加入する場合は任意加入被保険者として加入するものと考えられるところ、オンライン記録により、申立人の妻は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和48年1月1日)の約2か月後に当たる同年2月25日に強制加入被保険者として国民年金に加入していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和48年1月1日)に近接した同年3月3日に申立人の健康保険証が返納されたことが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人から提出された職歴書、元事業主から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が昭和52年7月27日からB社に勤務していたことは認められる。

しかし、元事業主から提出された申立人の賃金台帳及び給与精算書(申立期間③のうち、27か月分)により、申立人は、当該賃金台帳等が提出された期間において給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「当時のB社においては、現場作業員の重機オペレーターは正社員ではなかったため、全国土木建築国民健康保険組合には加入させていたが、厚生年金保険の被保険者資格は取得させていなかった。」と証言している。

さらに、当該社会保険事務担当者は、「昭和57年ごろに一部の現場作業員を準社員とし、厚生年金保険の被保険者資格を取得させるようにと事業主より指示を受けた。」と証言しているところ、当該事業所の元事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人が申立期間③後の57年7月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立期間③において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。